

# みやざき

## 《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	被扶養者(ご家族)の特定健診の受診はお済みですか?.....5
法律改正により、パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります.....2・3	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....4	健康づくり講習会のご案内.....6
協会インセンティブ制度の見直しについて.....4	令和4年度 ~年末調整等に関する事務講習会~.....7
現行制度との比較(新旧対照表).....4	インフォメーション.....8
皆さまの取組で保険料率が変わる!!.....4	年金相談の日程等.....8



### コスモス

#### (特別史跡公園西都原古墳)

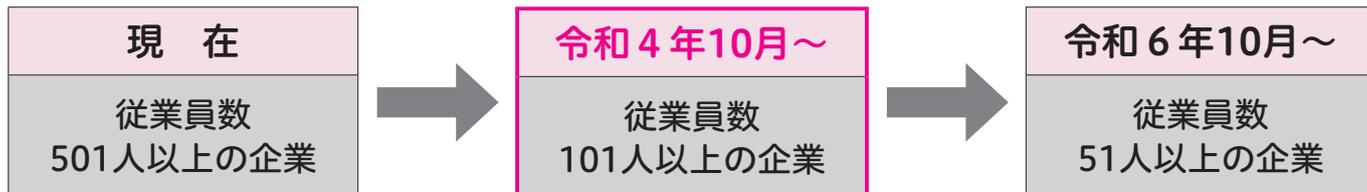
秋を代表する花のひとつコスモス。秋風にそよぐ華奢で儂げな花が青空によく映えます。花の形が桜の花に似ていることから、別名は秋桜。日本中どこにでも咲き、昔から人々に愛されてきた身近な花です。

西都市の特別史跡公園西都原古墳群では毎年約300万本のコスモスが咲き、ピンク色の絨毯のように古墳を彩ることから多くの観光客が訪れます。

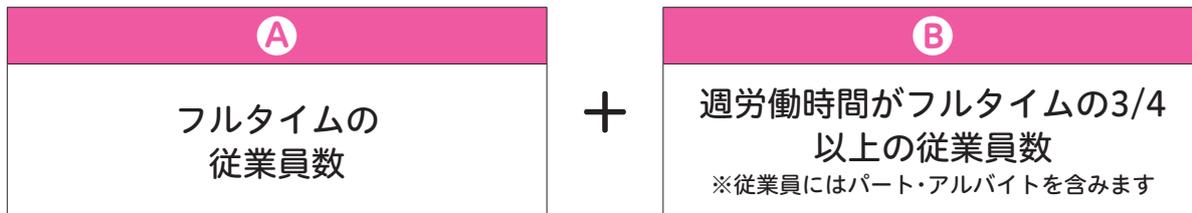


## 法律改正により、パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります。

### 1. 対象となる企業



上記「従業員数」は以下の ① + ② の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



### 2. 新たな加入対象者

新たな加入対象者は以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

#### 週の所定労働週時間が20時間以上30時間未満

チェック

(※週所定労働時間が40時間の企業の場合)

契約上の所定労働週時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続きと見込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

#### 月額賃金が8.8万円以上

チェック

基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。

含ま  
れない例

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

※資格取得届や算定基礎届等に記入する報酬は、上記を含む総収入額になります。

チェック

#### 2ヶ月を超える雇用の 見込みがある

チェック

#### 学生ではない

※休学中や夜間学生は加入対象です。

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、届書といっしょに管轄の年金事務所又は福岡広域事務センターへお返してください。

### 3. 社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険(厚生年金・健康保険)に加入することになり、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

**メリット  
年金**

## 年金の3つの保障が充実！

### 年金が“2階建て”になり 保障がワイドになります！

これまで → これから 給付が  
上乘せ

老齢  
基礎年金

障害  
基礎年金

遺族  
基礎年金

+

老齢  
厚生年金

障害  
厚生年金

遺族  
厚生年金

厚生年金も受け取れます。

障害の程度

重い ← → 軽い

1級

2級

3級

厚生  
年金

障害  
厚生年金

障害  
厚生年金

障害  
厚生年金

障害  
手当金  
(一時金)

●軽度な障害でも保障が充実！

基礎  
年金

障害  
基礎年金

障害  
基礎年金

**メリット  
医療**

## あんしんの医療保険が さらに充実！

**傷病手当金**

病休期間中、  
給与の2/3相当を支給

**出産手当金**

産休期間中、  
給与の2/3相当を支給

**詳しくは、  
社会保険適用拡大特設サイトへ！**

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

専門家活用支援事業もご案内しています

**パート・アルバイトの方**

これまで → これから

**保険料は口座振替から給料天引きに！**

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。なお、保険料の半分は会社が負担します。

¥ 本人負担

¥ 会社負担

¥ 本人負担

※保険料総額は同じではありません。

### 4. 社内準備のステップは4つ！

①加入対象者の把握 → ②社内周知 → ③従業員とのコミュニケーション → ④書類の作成・届出

新たに加わることとなるパート・アルバイトのみなさんに、法律改正の内容が確実に伝わるよう、社内イントラやメール等を活用し、社内の周知に努めましょう。

3

# 協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

## 全国健康保険協会

### 協会インセンティブ制度の見直しについて

#### 【協会インセンティブ制度とは】

各支部の評価指標5項目の実績に応じた得点によりランキングづけし、上位に該当した支部にインセンティブ(報奨金)を充てることによって保険料率を引き下げる仕組みです。

当該年度の実績は翌々年度の保険料率に反映されます。つまり、令和4年度の実績結果(実績)は令和6年度の保険料率に反映されます。

#### 【見直し全体像】

協会インセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的として見直しました。

### 現行制度との比較(新旧対照表)

#### 〈現行〉

現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	250

#### 〈見直し後〉

見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において 速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320



上位23支部(半数支部)を減算対象



上位15支部(3分の1支部)を減算対象

### 皆さまの取組で保険料率が変わる!!

【宮崎支部では、特に次の評価指標の向上に力を入れています。】

#### 指標2 特定保健指導の実施率



#### ☆生活習慣改善のターニングポイント!

「生活習慣病予防健診」等を受けた結果、改善が必要な方に、自らの健康状態を正しく理解し、生活習慣の改善を促す保健指導を行います。案内が届きましたら、対象の方が保健指導が受けられるよう、日程調整や場所の確保等必要な調整をお願いいたします。

#### 指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率



#### ☆何かが起きてからではなく、 何かが起こる前に病院を受診しましょう!

健診後の対応が非常に重要となります。「要治療者」「要精密検査」の方に対しては、医療機関への受診の呼びかけをお願いいたします。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから  
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」  
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

## 被扶養者(ご家族)の特定健診の受診はお済みですか？

健診は、健康づくりの第一歩です。

将来の健康のために、ご受診いただけるよう従業員及びご家族の皆様へ  
お声掛けください。

### ☆特定健診について☆

特定健診とは、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

健診結果から、生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脳・心血管疾患等の原因となる動脈硬化の進み具合が分かります。

#### 【健診内容】

身体計測、血圧測定、血液検査（血中脂質、肝機能、血糖値）、尿検査、問診、診察

#### 【対象者】

40歳以上の被扶養者

#### 【受診の方法】

毎年4月ごろに特定健診受診券（セット券）が黄色い封筒でご自宅に届きます。  
同封の健診実施機関一覧表で受診したい健診機関へ直接お電話で申し込み下さい。  
健診当日は、受診券と保険証、また、受診に必要な健診費用をご持参下さい。  
また、各地域で集団健診を実施しております。  
集団健診のご案内は、予定が決まり次第対象地域の方のご自宅にお送りします。

#### 【健診費用】

年度内お一人様1回に限り、7,150円を補助します。

自己負担額は、無料のところもありますが、受診する健診機関により異なります。  
ご予約時に健診機関にご確認をお願いします。

※地域の会場で行う「集団健診」では、自己負担額が「無料」となります。



実際にお届けするご案内です。  
黄色の封筒が目印です。

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

宮崎支部 保健グループ 0985-35-5364（音声案内2番）

## 健康づくり講習会のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。

この機会に是非、講習会等のお申込みをお待ちしております。

**※費用は当協会が全額負担しますので無料です。**

(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

保健師による主な講習会内容	健康運動指導士による主な講習会内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒を防ごう</li> <li>・インフルエンザの予防と対策</li> <li>・脂質異常の予防と対策</li> <li>・新型コロナウイルス感染予防と対策</li> <li>・生活習慣病の予防と対策</li> <li>・その他(ご希望のテーマ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛・肩こり予防体操</li> <li>・座ってできる筋力アップ運動法</li> <li>・ストレッチ体操とリラクゼーション</li> <li>・家庭や職場で出来る簡単エクササイズ</li> <li>・脳のトレーニング</li> <li>・その他(ご希望のテーマ)</li> </ul>

お申込・お問い合わせは

一般財団法人 **宮崎県社会保険協会**

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL (0985) 23-0200 FAX (0985) 23-9077

※ホームページからお申込みができます ◇ <https://shahokyou-miyazaki.jp/>

または



### ※健康づくり講習会の申込み方法

1ヵ月前にお申込をお願いします。下記の申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXでお申込ください。また協会のホームページでも申込ができます

申込用紙

### 健康づくり講習会申込書

希望講師	保健師 ・ 健康運動指導士
講習会の開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
講習会会場名 (事業所で実施の場合は事業所名)	
一般財団法人 宮崎県社会保険協会長 殿	(申込日) 令和 年 月 日
事業所名称	
ご住所 〒	
連絡責任者名	(電話番号)

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、届書といっしょに

## 令和4年度 ～年末調整等に関する事務講習会～

社会保険事務及び総務担当者を対象とした年末調整・源泉徴収等の手続きに関する講習会を下記のとおり開催しますので、是非ご参加をお待ちしております。

新型コロナウイルス感染防止及び参加者の安全確保の観点から、当日は受付にて非接触式電子温度計で測定し、37.5度以上の方はご入場をお断りするとともに、必ずマスク着用での参加をお願いします。(受付に消毒液を準備します)

なお、新型コロナウイルスの感染状況により開催を中止することがありますので、予めご了承ください。

地区名	開催日	時間帯	会場名	定員
宮崎	4年11月 7日(月)	14:00～16:00	宮崎市民文化ホール(イベントホール)	80
都城	4年11月11日(金)	14:00～16:00	都城市ウエルネス交流プラザ (茶霧茶霧ギャラリー)	40
延岡	4年11月15日(火)	14:00～16:00	延岡市社会教育センター(研修室1)	40

**講師**

原 隆雄 税理士事務所  
所長 原 隆雄 氏

**対象者**

年末調整等に携わる事務担当者  
年末調整等に関する知識を確認されたい方

**参加費**

会員事業所は**無料**  
会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担(3,000円)となります。

**募集定員**

各会場とも定員になり次第、締め切ります。**※先着順**  
受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りします。  
なお、参加証が1週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

**申込方法**

下記の申込書にご記入の上、FAX 又はホームページでお申込みください。

**【FAX 番号】(0985) 23-9077**

【ホームページアドレス】<https://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

または

**お問合せ先**

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C  
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL (0985) 23-0200



### 年末調整等に関する事務講習会参加申込書

ご希望の地区	宮 崎                      ・                      延 岡                      ・                      都 城		
事業所名			事業所整理記号 (記入例) 01-イロハ
参加者氏名			
FAX 番号 (必ずご記入ください)	電話番号	(                      )	-

# 9・10月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
9月・10月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
9月の休日受付	10日(土)	午前9:30～午後4:00
10月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00

# 9・10月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	9月	10月
串間市役所 会議室	1日(木)	6日(木)
えびの市役所 会議室	8日(木)	13日(水)
西都市役所 市民課年金係	15日(木)	20日(木)
高千穂町役場 町民相談室	15日(木)	20日(木)
小林市役所 1階相談室	15日(木)	20日(木)
日南市役所 会議室	22日(木)	27日(木)
日向市中央公民館 第4研修室	22日(木)	
日向市中央公民館 レクリエーション室		27日(木)

## 協会けんぽからのお願い

### 保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

## 年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

# 0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。  
○携帯電話でもご利用できます  
○IP電話。PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

**受付時間**

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)  
午前8:30～午後5:15まで  
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日  
午前9:30～午後4:00まで



## 年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

# 0570-05-4890

ゴ ヨ ヤ ク ヨ

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。  
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。  
○お近くの年金事務所でも受付しています。

**予約相談の実施時間帯**

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



## 街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く  
午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066  
(お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	<b>0985-52-2111</b>	都城年金事務所	<b>0986-23-2571</b>
延岡年金事務所	<b>0982-21-5424</b>	高鍋年金事務所	<b>0983-23-5111</b>

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

## 協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

**0985-35-5364** (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保健使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)